広島県ＤＶ防止・女性支援計画

「修正案」

令和８年(2026 年)10 月
広島県

目　次

第１章　計画の策定にあたって

１　経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
⑴　国の動向
⑵　県の動向
２　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
３　計画の名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
４　計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
５　計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
６　対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第２章　総論

１　相談支援の現状等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
⑴　県こども家庭センターの相談支援の状況
⑵　一時保護の状況
⑶　市町の相談支援の状況
⑷　配偶者暴力相談支援センターの相談支援の状況
⑸　性被害ワンストップセンターひろしまの相談支援状況
⑹　女性自立支援施設の状況
⑺　母子生活支援施設の状況
⑻　関係機関における相談支援等の状況
２　社会情勢及び県民意識等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
⑴　特に考慮が必要な社会情勢の変化
⑵　県民の意識等
⑶　関係機関等の意見
３　計画の基本的な方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
⑴　将来にわたって目指す社会像と目指す姿
⑵　特に注力する施策
⑶　施策体系

第３章　施策の柱及び取組の方向

施策の柱Ⅰ　支援の基盤づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
⑴　地域の包括的支援ネットワークの構築
⑵　相談支援体制の強化
⑶　ＤＶ・児童虐待の総合的な支援
施策の柱Ⅱ　啓発・予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
⑴　広報啓発の推進
⑵　若年層への予防教育
施策の柱Ⅲ　相談支援・安全確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
⑴　相談支援の充実
⑵　一時保護・安全確保
施策の柱Ⅳ　継続的な支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
⑴　地域における支援
⑵　施設による支援

資料編

1　用語解説
2　ひろしまＤＶ防止・被害者支援計画及び困難な状況にある女性の支援計画策定検討会委員名簿
3　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
4　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

第１章　計画の策定にあたって

１　経緯

⑴　国の動向

我が国において、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)に基づく婦人保護に関する施策が中心であり、婦人相談所の設置、婦人相談員の委嘱、婦人保護施設の設置等の婦人保護事業を進めてきました。しかし、同事業は「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」と定義される「要保護女子」の「保護更生」を目的とするものであり、困難な問題に直面している女性の人権の擁護、福祉の増進や自立支援等の視点は十分とは言えませんでした。

時代の経過に伴う社会経済情勢の急激な変化とともに、女性の高学歴化や就業率等の上昇、婚姻に関する意識や家族関係の変化等により、女性の支援ニーズも多様化したにもかかわらず、そのような変化に対応するための売春防止法の抜本的な見直しは行われないままでした。

こうした中、配偶者からの暴力（以下「ＤＶ」という。）の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成 13 年に施行された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「ＤＶ防止法」という。）において、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設が、ＤＶを受けた者の支援を行う機関として位置づけられ、ＤＶ防止法が婦人保護事業の根拠法のひとつとなりました。

婦人保護事業については、ストーカー被害者や人身取引被害者、家族関係の破綻や生活困窮等、正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する者等についても対象として運用することにより、様々な困難な問題に直面している女性の保護や支援を行ってきました。しかし、暴力・性被害に遭った 10 代の女性への対応やＡＶ出演強要、ＪＫビジネス問題への対応など婦人保護事業の対象者像の拡大もあり、売春防止法を制度的根拠とすることの限界が指摘されるようになりました。

国会においても、婦人保護事業の売春防止法からの脱却を目指す動きが強まり、令和４年５月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和４年法律第 52 号。以下「女性支援法」という。）が議員立法により成立し、令和６年４月に施行されました。

⑵　県の動向

本県では、昭和 32 年に広島市内に婦人相談所を開設し、婦人相談員を配置して、婦人保護事業を進めてきました。

平成 13 年のＤＶ防止法の成立に伴い、平成 14 年に婦人相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけるとともに、平成 17 年の県こども家庭センターの開設に併せ、広島こども家庭センター（現西部こども家庭センター）を婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターとして、福山こども家庭センター（現東部こども家庭センター）並びに備北こども家庭センター（現北部こども家庭センター）を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、児童相談とＤＶ・女性相談の機能統合を図ることにより、ＤＶと児童虐待に対する総合的な対応体制を整えました。

令和６年４月には、女性支援法の施行によって婦人相談所が廃止されたことに伴い、西部こども家庭センターを女性相談支援センターとして位置付けました。

また、令和７年に開設した西部こども家庭センター東広島支所及び東部こども家庭センター三原支所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけるとともに、女性相談支援員を配置し、県のＤＶ・女性相談支援体制を拡充しました。

2　計画策定の趣旨

本県では、平成 16 年に国においてＤＶの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な方針の策定及び都道府県におけるＤＶの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定等を内容とするＤＶ防止法の改正が行われたことを受け、平成 18 年６月に「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しました。その後、平成 23 年８月に第２次計画、平成 28 年８月に第３次計画、令３年３月に第４次計画をそれぞれ策定し、これらの計画に基づき、関係機関と連携しながら、ＤＶの未然防止、被害者への相談対応や保護、自立支援などに取り組んできました。

また、女性支援法では、都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な計画の策定を規定しており、令和５年３月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和５年厚生労働省告示第 111 号）」が公示されたことを受け、令和６年３月に「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を策定しました。そして、同計画に基づき、本県の実情に応じて困難な状況にある女性の福祉の増進及び自立に向けた施策の推進を図ってきました。

このたび、「ひろしまＤＶ防止・被害者支援計画（第４次）」及び「広島県困難な状況にある女性の支援計画」が令和８年 10 月で終了するため、令和 12 年度までを計画期間とした本計画を策定することとします。

なお、両計画は対象者や相談内容に重複があり、政策的に関連が深いため、今回の改正では両計画を一体の計画として策定することとします。

3　計画の名称

本計画は、従来の「ひろしまＤＶ防止・被害者支援計画」及び「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を一体の計画として策定するものであり、計画の名称については、両計画名を列記すること等も考えられますが、できるだけ県民に分かりやすく、覚えやすいものとするためには簡潔な名称が望ましいことから、「広島県ＤＶ防止・女性支援計画」とします。

4　計画の位置づけ

○　ＤＶ防止法第２条の３第１項の規定により策定する広島県におけるＤＶの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画です。

○　女性支援法第８条第１項の規定により策定する、広島県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画です。

○　広島県の総合計画である「安心▹誇り▹挑戦　ひろしまビジョン」における「地域共生社会」に掲げる目指す姿との整合性を図ります。

○　男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条に規定する都道府県基本計画である「わたしらしい生き方応援プランひろしま」（(広島県男女共同参画基本計画(第５次))(計画期間　令和８年度から令和 12 年度まで)）　との整合性を図ります。

5　計画期間

令和８年度(2026 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの５年間

６　対象

○　配偶者による暴力を受けた者（性別を問わない。）
○　様々な事情により日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性

（趣旨）
○　ＤＶ防止法に規定する配偶者からの暴力を受けた者（以下「ＤＶ被害者」という。）には男性も含まれますので、本計画において、ＤＶ被害者の支援に関しては性別を問いません。
　また、暴力については、ＤＶ防止法の規定に基づき、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は心身に有害な言動をいうとともに、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力に対しても施策の対象とします。

※「配偶者」については、次の者を含みます。
・　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
・　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者
※「交際相手」については、次の者を含みます。
・　交際相手からの身体に対する暴力又は心身に有害な言動を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該交際相手であった者

○　女性支援法では、支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定されています。同法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものです。そのため、このような問題意識のもと、同法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、本計画の対象とします。
　なお、女性とは生物学的な女性のほか、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）の規定により女性に変わったものとみなされる者も含みます。
　また、性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を行います。

第２章　総論

１　相談支援の現状等

⑴　県こども家庭センターの相談支援の状況

ア　相談支援体制

本県では、西部こども家庭センターを女性相談支援センターとして位置づけるとともに、西部こども家庭センターを含む５か所の県こども家庭センター（支所を含む。以下「県こども家庭センター」という。）を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、それぞれに女性相談支援員（計８名）を配置して女性相談・ＤＶ相談に対応しています。

イ　相談件数

県こども家庭センターにおける女性相談（ＤＶを含む。）の相談件数は、令和５年度以降、年間 3,000 件を超えて推移しています。

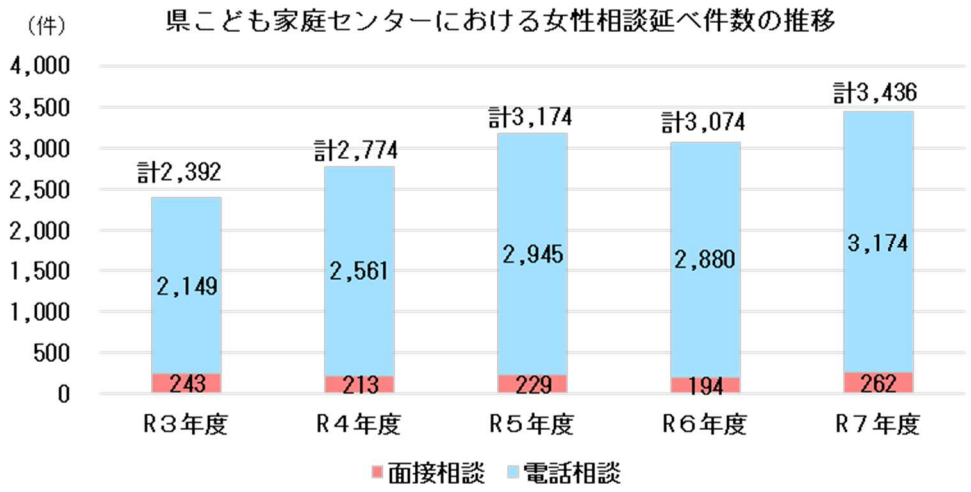

ウ　面接相談の経路

面接相談の経路の内訳については、本人自身が直接相談するケースが 44%、次いで警察関係を介した相談予約や同行支援が行われたケースが 36%となっています。

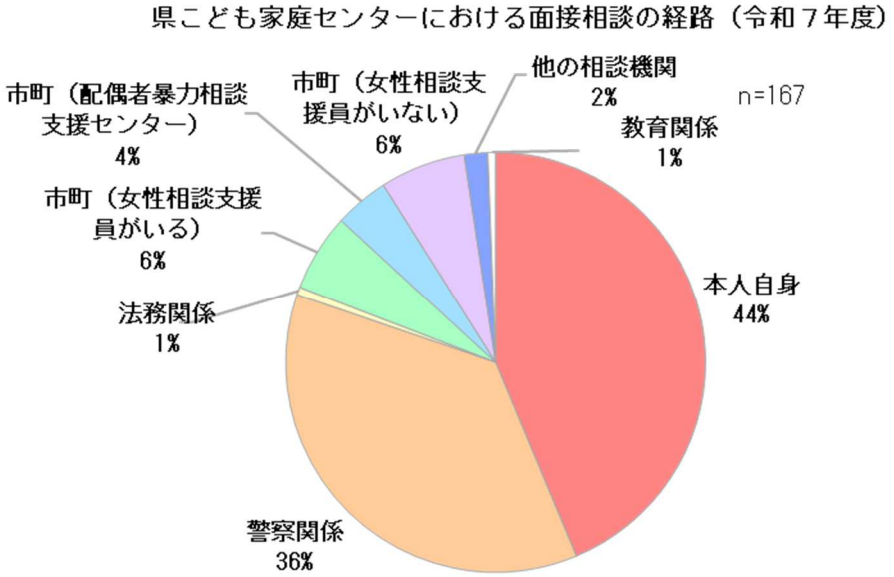

エ　相談の主訴

電話相談における主訴は、全体の半数近くが「疾病等（多くは精神的問題）」であり、暴力に関する相談は「暴力（ＤＶ）」、「暴力(その他)」を合わせて 15%となっています。

一方、面接相談における主訴は、「暴力（ＤＶ）」、「暴力(その他)」を合わせて 71%と多くを占めています。

県こども家庭センターにおける相談の主訴（令和７年度）

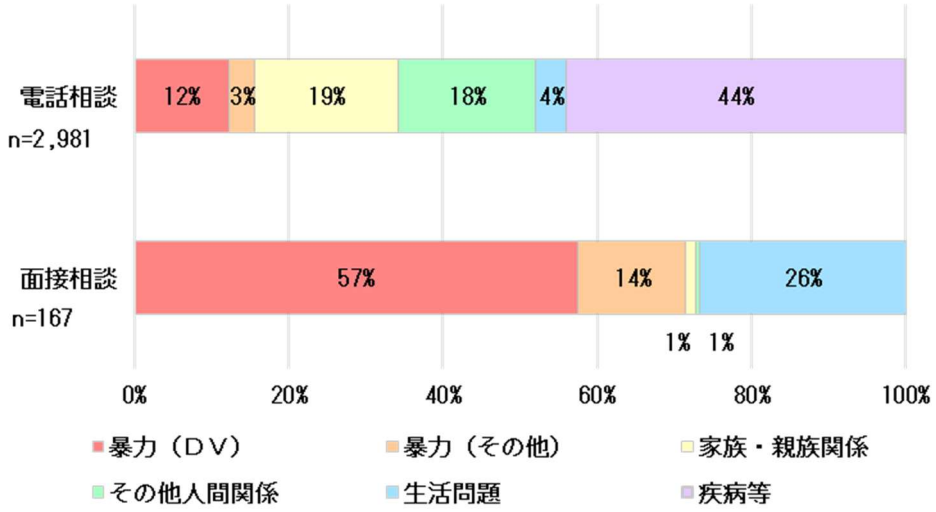

＊各主訴の説明
暴力（ＤＶ）：夫・交際相手などの暴力
暴力（その他）：子供・親族・その他の者の暴力
家族・親族関係：離婚問題、家庭不和など
その他人間関係：男女問題、ストーカーなど
生活問題：帰住先なし、生活困窮など
疾病等：病気、精神的な問題など

オ　相談者の年齢構成

相談者の年齢構成は、電話相談では「60 歳以上」が 72%を占めていますが、面接相談では「20～29 歳」が 34%、「30～39 歳」が 27%となっており、電話相談と比べて若い年齢層の割合が高くなっています。

県こども家庭センターにおける相談者の年齢（令和７年度）

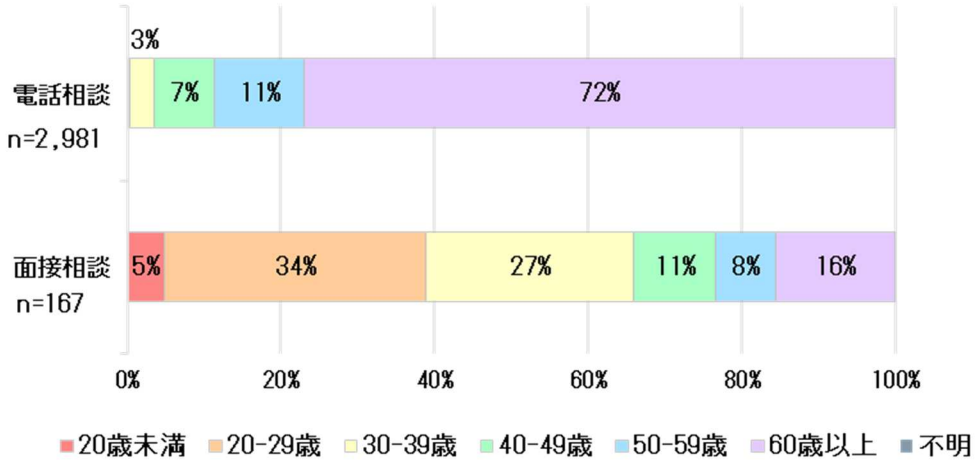

⑵　一時保護の状況

ア　一時保護の体制

女性相談支援センターの一時保護所１か所のほか、一時保護を委託している社会福祉施設７か所及び民間シェルター３か所で支援対象者の保護を行っています。

イ　一時保護件数

女性相談支援センターが一時保護を行った件数（世帯数）は、委託を含め約 60～90 件で推移しています。一件当たりの平均保護日数は約 17 日間です。

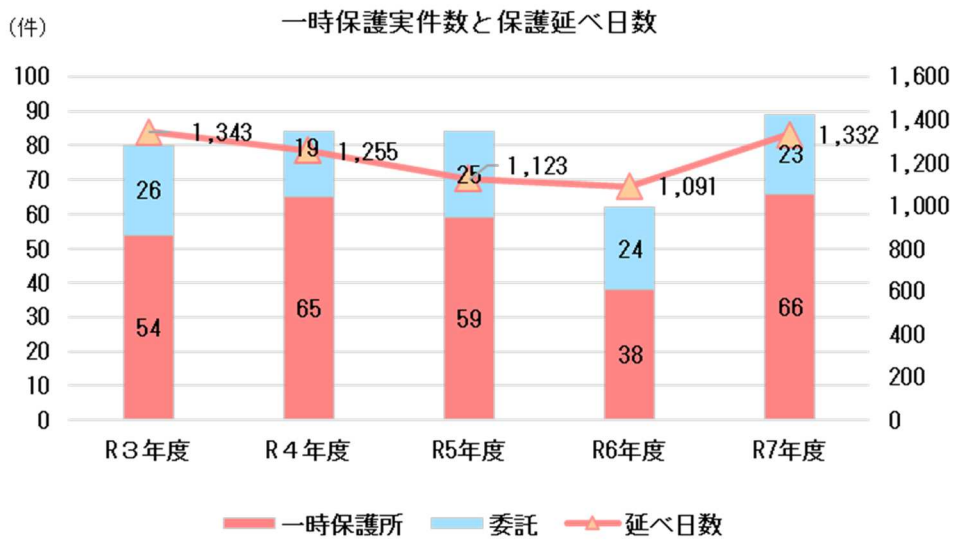

一時保護した支援対象者の年齢は、20 代と 30 代で合わせて 66％を占めています。

また、子供同伴で一時保護したケースについて、令和７年度の同伴児童は 51 名であり、うち 67％が乳幼児となっています。

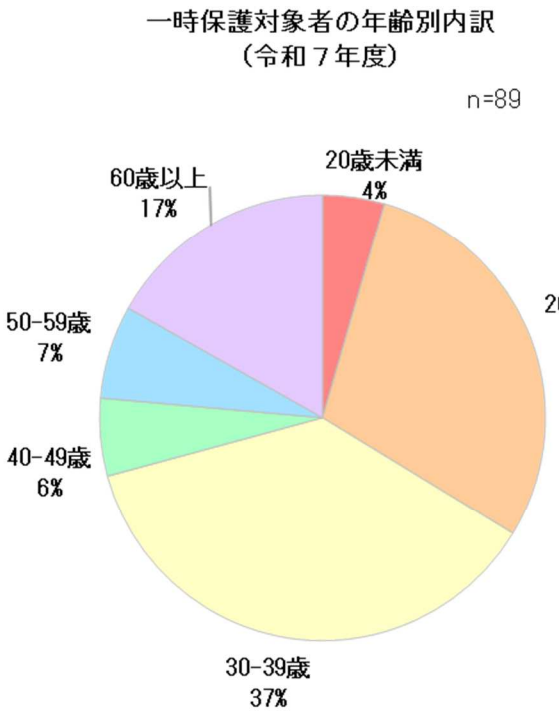

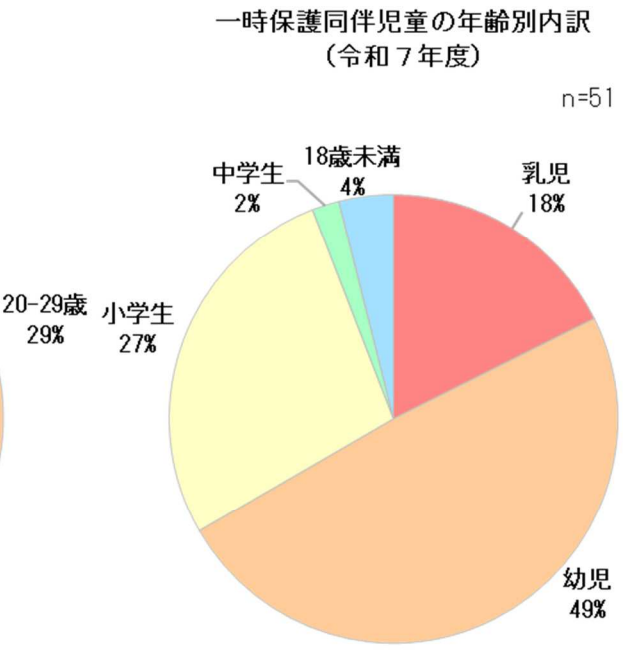

ウ　一時保護の主訴

一時保護の主訴は、「暴力（ＤＶ）」が 72%、「暴力（その他）」が 17%であり、暴力が約９割を占めています。

一時保護の主訴（令和７年度）

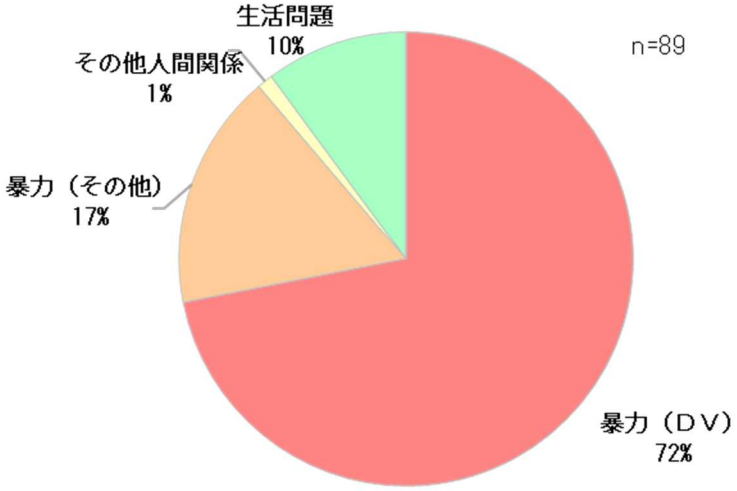

エ　一時保護解除後の状況

一時保護解除後の行先は、「帰宅」が 31%、「帰郷」が 18%、女性自立支援施設及び母子生活支援施設への入所が 23%となっています。

一時保護解除後の行先（令和７年度）

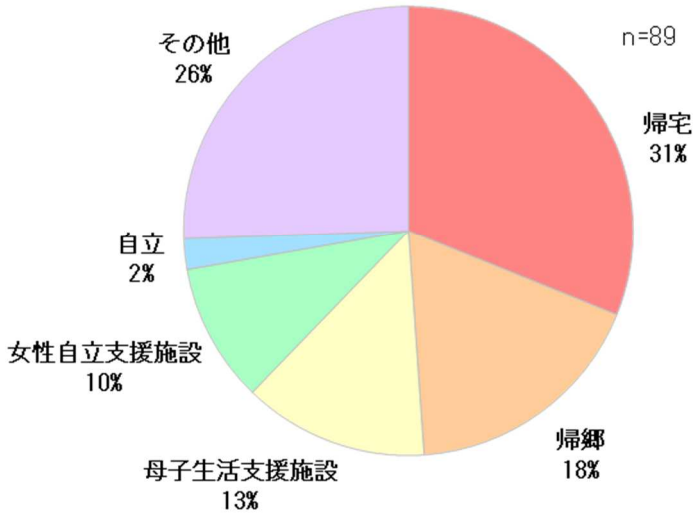

＊内訳の説明

帰宅：一時保護される直前までの住居へ戻った場合
帰郷：郷里・実家・生家・親族宅へ移動した場合
自立：アパート・公営住宅等へ入居し、就職・生活保護等により自立生活を始めた場合
その他：上記以外のもの（社会福祉施設入所、知人宅等）

⑶　市町の相談支援の状況

ア　相談支援・連携の体制

市町を中心とした関係機関のネットワークとして、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）と連携した「ＤＶ防止ネットワーク会議」を設置している市町は 22 市町あります（令和８年４月現在）。

また、女性支援法に基づく支援調整会議を設置している市町は３市町、ＤＶ防止法に基づく法定協議会を設置している市町は 12 市町です（令和８年４月現在）。

ＤＶの支援体制として、一時避難場所確保事業やＤＶ被害者緊急宿泊事業、生活困窮自立支援事業、子育て短期支援事業等を活用して、一時避難場所を確保している市町もあります。

イ　女性相談支援員の配置状況等

女性相談支援員を設置している市町は 13 市町で、計 20 名の女性相談支援員が配置されています（令和８年４月現在）。

ウ　相談件数

女性相談支援員を配置している市町における相談件数は、年間 4,000～5,000 件程度で推移しています。

また、県こども家庭センターの相談件数と比べると、面接相談の割合が高くなっています。

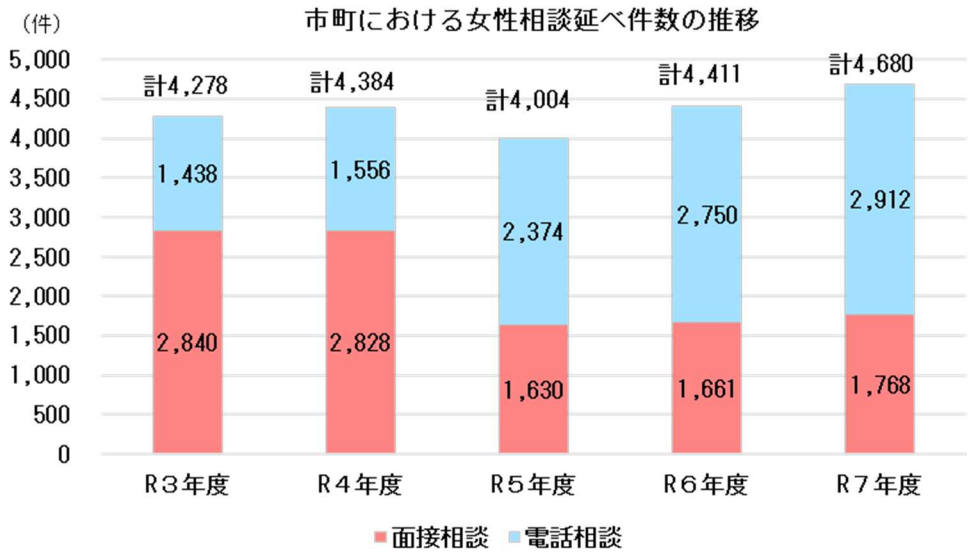

エ　面接相談の主訴

市町の女性相談支援員が実施した面接相談の主訴は、「家族・親族関係（暴力以外）」が 46%で、次いで、「暴力（ＤＶ・その他）」が 42%でした。

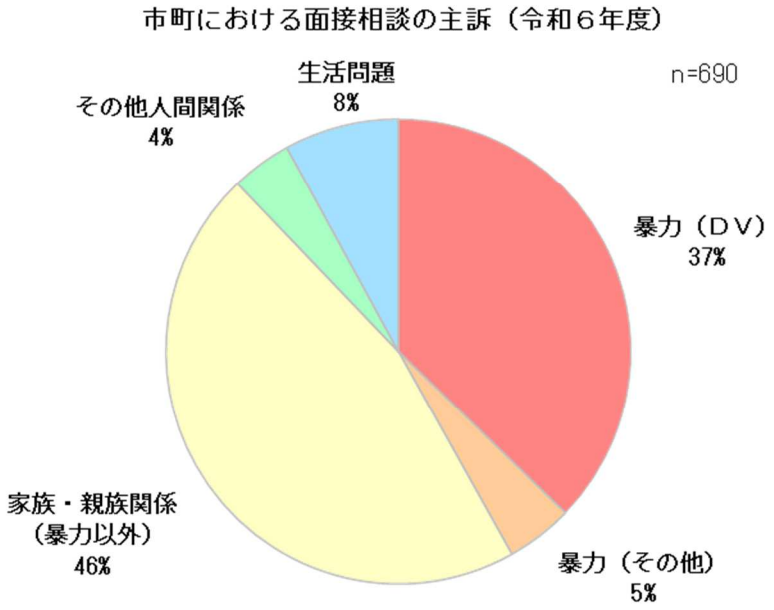

＊厚生労働省「女性支援事業実施状況報告」を基にこども家庭課作成

オ　面接相談の年齢

市町の女性相談支援員が面接相談を実施した対象者の年齢構成の割合は、「30～39 歳」と「40～49 歳」が 26%で最も多く、次いで、「50～59 歳」と「60 歳以上」が 15%でした。

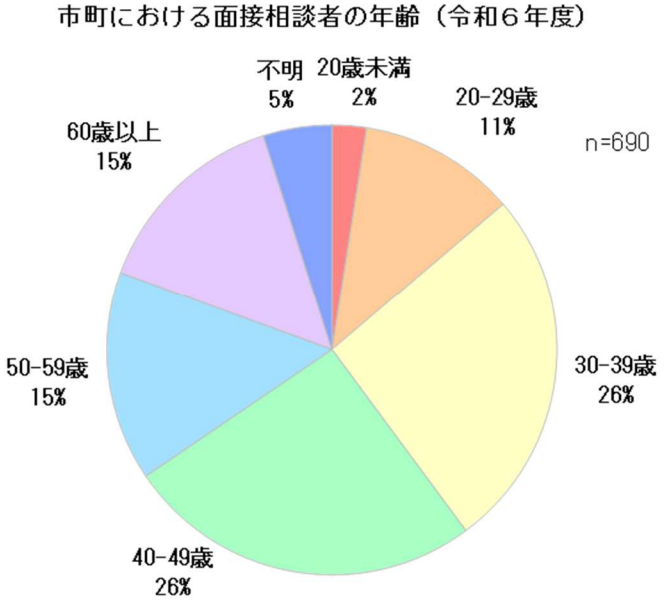

＊厚生労働省「女性支援事業実施状況報告」を基にこども家庭課作成

⑷　配偶者暴力相談支援センターの相談支援の状況

ア　配偶者暴力相談支援センターの設置状況

県が設置する５か所の配偶者暴力相談支援センターのほか、広島市、東広島市及び安芸太田町の３市町が配偶者暴力相談支援センターを設置しています（令和８年４月現在）。

なお、その他の市町においても、平成 25 年度から全ての市町がＤＶ被害者の相談窓口を設置し、相談支援を行っています。

イ　相談件数

県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は年間 500 件程度、市町における相談件数は 1,000～1,200 件程度で推移しています。県・市町ともに相談件数のうち、大多数が女性からの相談となっています。

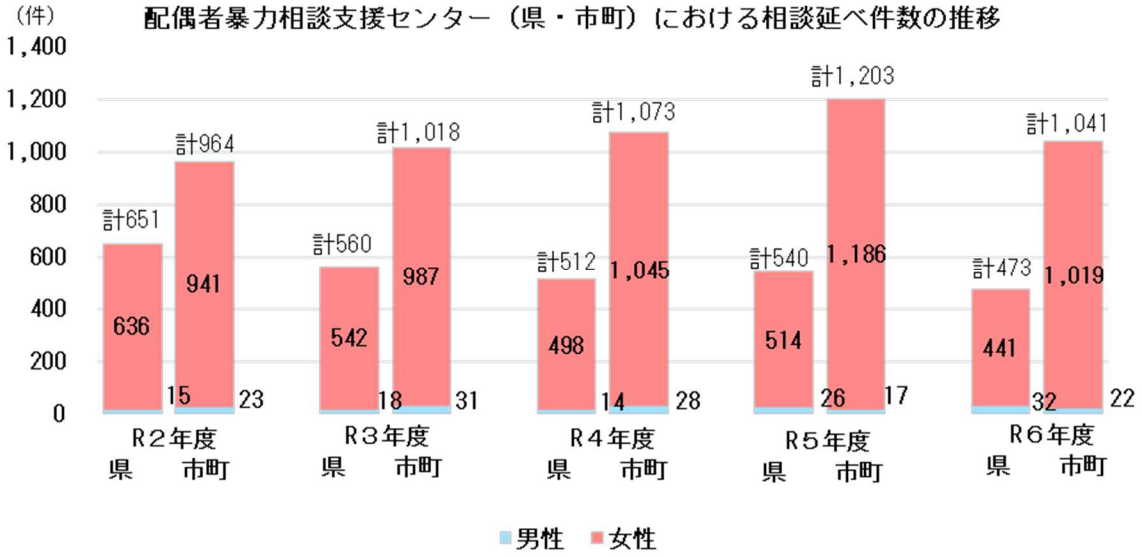

＊内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数など調査」を基にこども家庭課作成

ウ　保護命令の状況

県と市町の配偶者暴力相談支援センターが裁判所から保護命令に関連する書類提出を求められた件数は、計 16～37 件で推移しています。

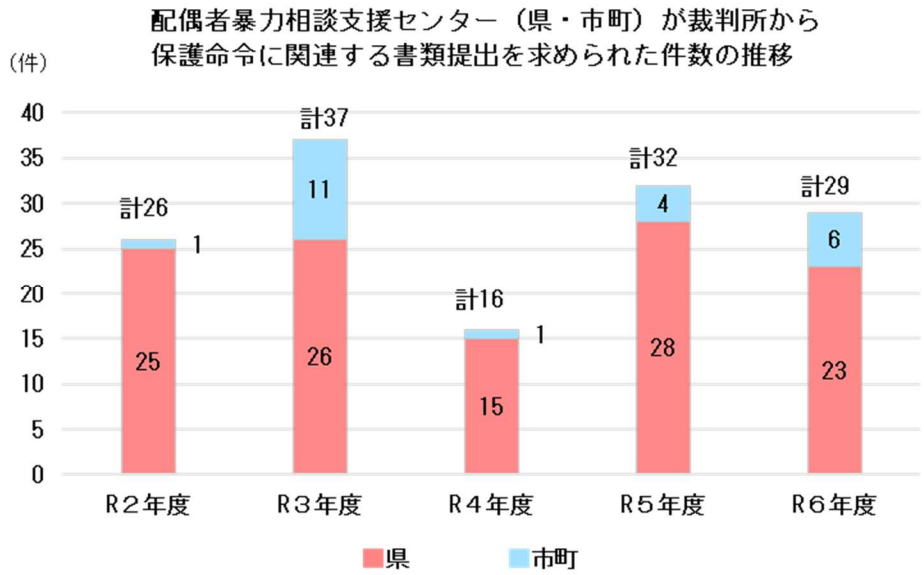

エ　障害者からの相談

県と市町の配偶者暴力相談センターにおける相談件数のうち、障害者からの相談も一定数あり、特に精神障害のある方からの相談が多くなっています。

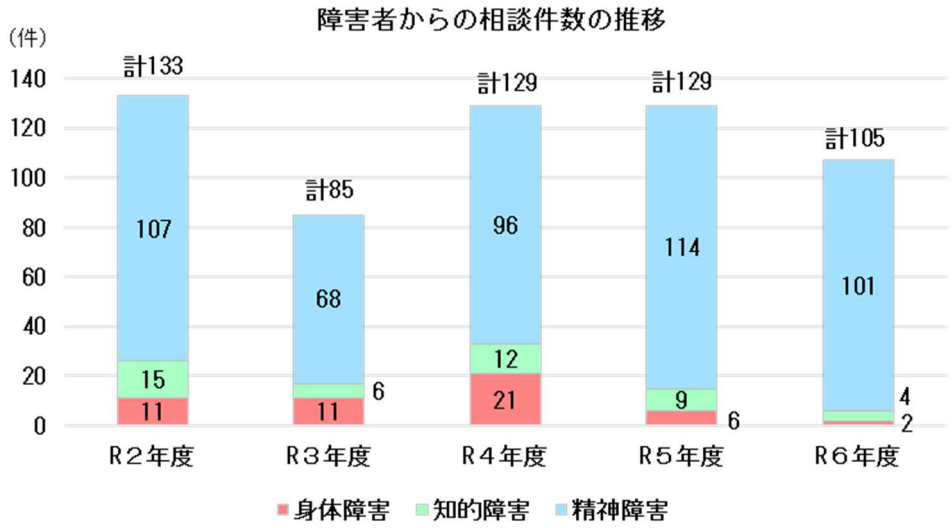

＊内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」を基にこども家庭課作成

オ　外国語相談

県と市町の配偶者暴力相談センターにおける相談件数のうち、外国語相談に応じたケースは 20 件前後あり、英語やタガログ語、中国語など、多岐にわたっています。

日本語が十分に話せない被害者からの相談件数（件）

言語名／年度	英語	タガログ語	中国語	ベトナム語	インドネシア語	不明	計
R３年度	1	12	2	0	1	5	21
R４年度	0	2	0	0	0	0	2
R５年度	9	12	0	0	0	0	21
R６年度	20	2	0	4	0	2	8

＊内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」を基にこども家庭課作成

⑸　性被害ワンストップセンターひろしまの相談支援状況

本県では、性的な被害を受けた人が被害を抱え込まず、被害直後から安心して心身の回復を図ることができるよう、総合的な支援を行う「性被害ワンストップセンターひろしま」を設置しています。

相談対応は 24 時間 365 日実施しており、電話相談を受け、相談者の意向に沿って、面接相談や専門支援（医療的支援、心理的ケア、法的支援等）を行っています。

年間の相談対応件数は 3,000 件前後で推移し、令和 7 年度は 3,362 件で、新規相談が 616 件でした。相談者の 88%が女性であり、被害者の年代は 20 代までの若年層が 56%を占めていました。

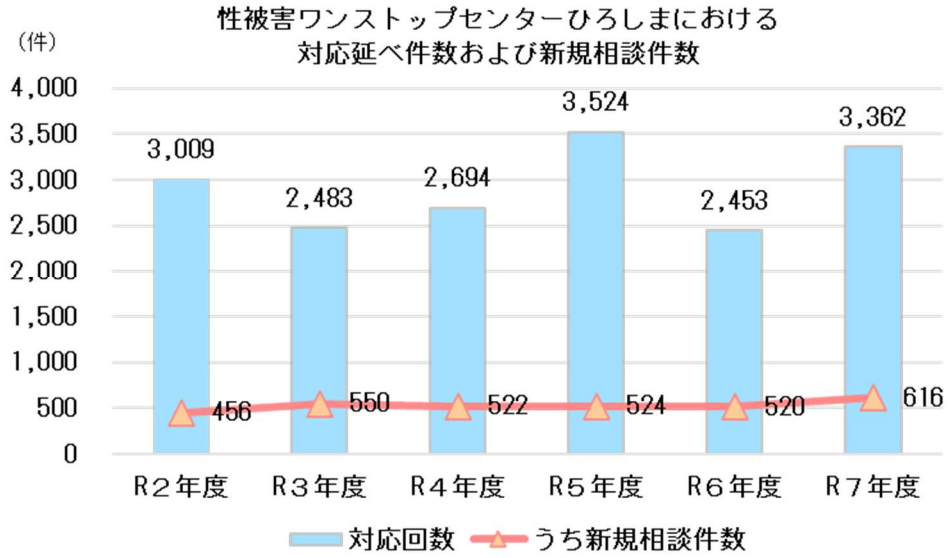

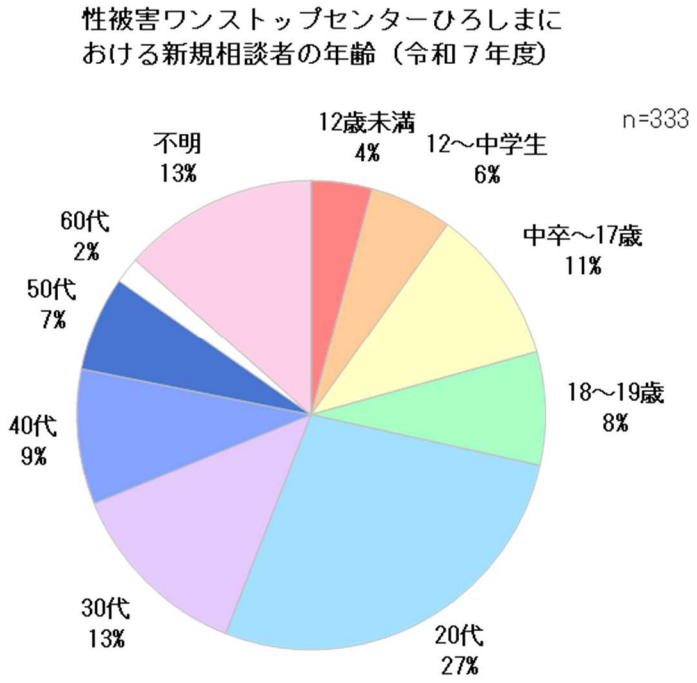

＊新規相談件数のうち、無言・内容不明・性被害以外の相談を除いた件数の内訳

⑹　女性自立支援施設の状況

本県には、女性自立支援施設が１か所あり、定員は 20 名です（令和８年４月現在）。

年間の新規入所者は４～10 人で推移しており、年度によりばらつきもありますが、入所実人員は 15 人前後です。

令和７年度の入所者数の年齢別内訳については、20 代が約３割と最多であり、次いで 60 代以上が３割弱、30 代が２割でした。また、20 歳未満の入所者は１割弱でした。

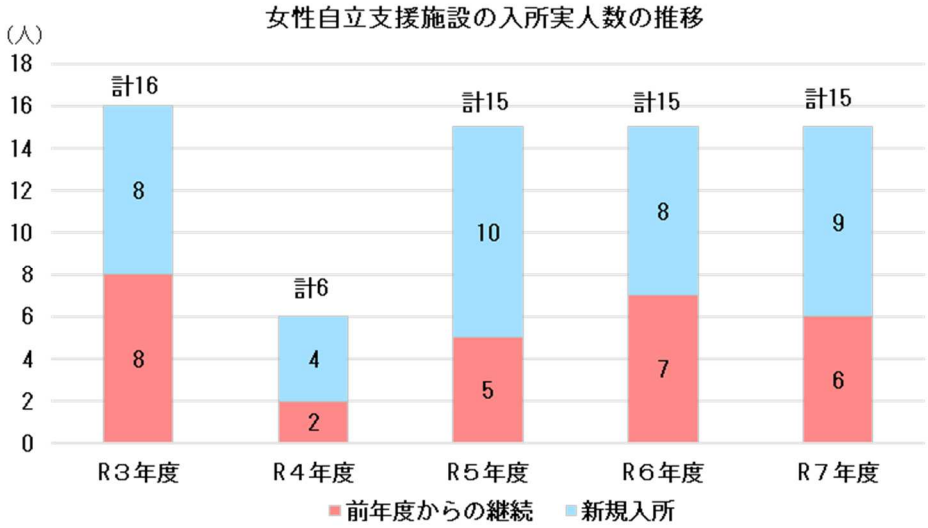

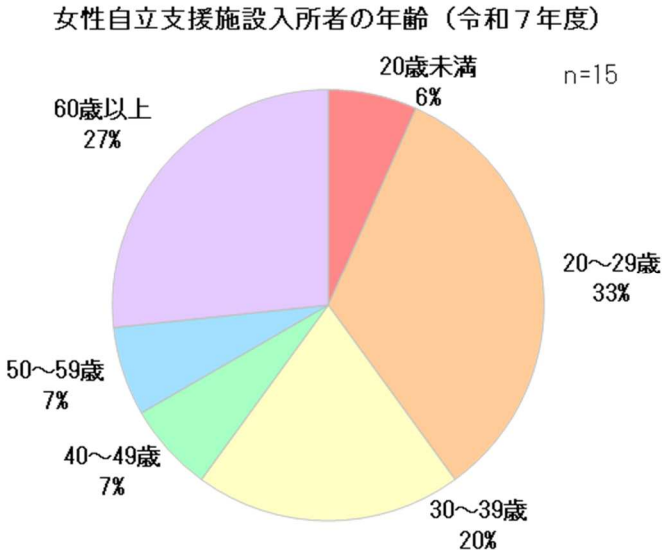

＊厚生労働省「女性支援護事業実施状況報告」を基にこども家庭課作成

⑺　母子生活支援施設の状況

母子生活支援施設は県内に８か所あり、合計定員は 140 世帯です（令和８年４月現在)。入所世帯数は、令和６年度以降、減少しています。

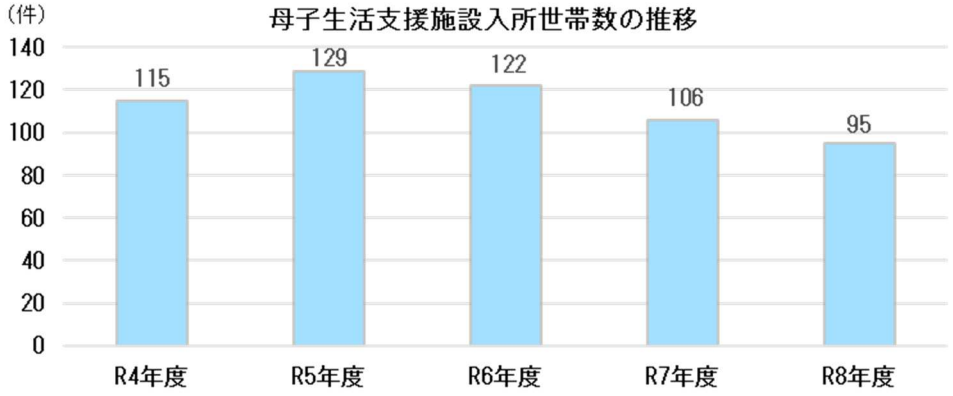

＊「広島県健康福祉局行政概要」を基にこども家庭課作成
＊入所世帯数は、毎年４月１日時点のもの

⑻　関係機関における相談支援等の状況

次のような機関がＤＶや女性支援に関する相談支援を実施しています。

ア　エソール広島

「エソール広島」は公益財団法人広島県男女共同参画財団が運営する、広島県の男女共同参画を推進するための拠点施設です。「エソール広島」の相談窓口に寄せられた相談は増加傾向であり、令和５年度以降、年間 2,500 件を超えて推移しています。

令和７年度の相談全体に占める女性の割合は約９割で、相談者の年齢構成は 50 代が約４割を占め、次いで 40 代、60 代の順となっています。相談の主訴は、家族に関すること、人生に関することがそれぞれ約２割を占めています。なお、主訴にＤＶ関係が含まれる相談は、全体の約１割です。

相談対応にあたっては、面接・電話相談で継続的に支援しているほか、ＤＶ等の深刻な相談は、警察や県こども家庭センター、医療機関、弁護士等の専門家と連携しています。

イ　警察

警察では、ＤＶ事案や性犯罪、ストーカー被害等について、相談・通報に対応するほか、被害者支援を行っています。

近年、ＤＶに関する相談件数は年間 2,000 件を超えて推移しており、令和７年に裁判所から保護命令に関連する書類提出を求められた件数は、47 件でした。

ストーカー被害に関する相談件数については、令和７年は年間 722 件でした。

また、性犯罪の認知・検挙件数は近年増えており、令和７年の不同意わいせつ・性交等事件の検挙件数は、年間 215 件でした。

ウ　その他

弁護士が法律に関する相談支援を行う「法テラス」、離婚やひとり親の就業、養育費、生活全般に関する相談支援を行う「広島県ひとり親家庭サポートセンター」、予期しない妊娠等に関する相談支援を行う「にんしんＳＯＳ」や「妊娠 110 番」、地域における民生委員・児童委員等、様々な機関等が個別の課題に対応した専門的な相談支援を実施しています。

２　社会情勢及び県民意識等

⑴　特に考慮が必要な社会情勢の変化

ア　人口構造・世帯構造の変化、少子化の進展

少子化が進み、総人口、特に年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が減少しています。2020 年に対する 2050 年の年少人口及び生産年齢人口は、県内全ての市町において減少が見込まれています。

子供を持つ世帯数が減少している一方で、ひとり親世帯の割合は増加しています。

イ　社会の多様化、ライフスタイルの多様化

個人を重視する価値観の変化、グローバル化などにより、支援対象者が抱える問題の背景は複雑化・多様化しています。支援対象者も、外国人、ＤＶ男性被害者、性的マイノリティ、社会的養護経験者など様々な背景を持っており、配慮すべき事項も多岐にわたっています。

ウ　デジタル技術の進展

様々な分野でＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）が加速し、デジタルツールを活用した情報提供等が進むとともに、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用などにより、対面を要さない繋がりやコミュニケーション手段が拡大しています。また、メタバースや生成ＡＩ、６Ｇなど新たな技術の出現・実用化が進んでいます。

一方で、盗撮やリベンジポルノなどデジタル技術を利用した性犯罪や、スマートフォンやＧＰＳ機器等を利用した行動把握・監視によるストーカー・精神的暴力などの被害も増えています。また、ＳＮＳなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、性暴力やハラスメントなどの被害も多様化しており、被害者も低年齢化しています。

エ　法令等の整備

○　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「ＤＶ基本方針」という。）の改定（令和５年９月）

ＤＶ被害者の国籍を問わずその人権を尊重するとともに、安全の確保及び秘密保持に十分配慮しなければならないことや、ＤＶ防止に資するための若年層への教育啓発、加害者自らの暴力の責任を自覚させるとともに暴力の再発を防ぐための取組として加害者プログラムの実施等が推進されています。

○　改正ＤＶ防止法の施行（令和６年４月、令和７年 12 月）

令和６年４月より、保護命令制度が拡充され、保護命令違反が厳罰化されるとともに、ＤＶ防止及び被害者の保護に関する協議を行うための関係機関等から構成される法定協議会の役割が強化され、都道府県において法定協議会の設置が努力義務となりました。また、令和７年 12 月には、保護命令制度のうち接近禁止命令等についてさらに拡充されました。

○　その他関連する法令

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和４年法律第 78 号。通称「ＡＶ出演被害防止・救済法」）が施行（令和４年６月）され、出演者の性をめぐる個人の尊厳が尊重されるようにすることが定められました。

また、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和５年法律第 66 号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和５年法律第 67 号）が施行（令和５年７月）され、性犯罪に対して処罰範囲の拡大や性交同意年齢の引き上げ等が実施さ

れました。

さらには、民法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 33 号）が施行（令和８年４月）され、離婚後も父母双方が親権を持つことが可能となる共同親権の導入や養育費の不払いを防ぐことを目的とした法定養育費の制度化、安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し等が行われました。

⑵　県民の意識等

ア　困難な問題を抱えた際の相談に対する意識

広島県「困難な状況にある女性相談窓口周知に向けた意識調査」（令和７年度実施）では、527 名（男性６割、女性４割）の回答が得られました。

○　回答者のうち、女性を対象に、家族やパートナーから暴力（身体的・精神的）を受けた又は見聞きした経験について尋ねたところ、身体的暴力、精神的暴力ともに、「経験もなく、身近な人で見聞きしたこともない」と回答した割合が 72％であり、経験があると回答した割合はそれぞれ 11％、12％でした。

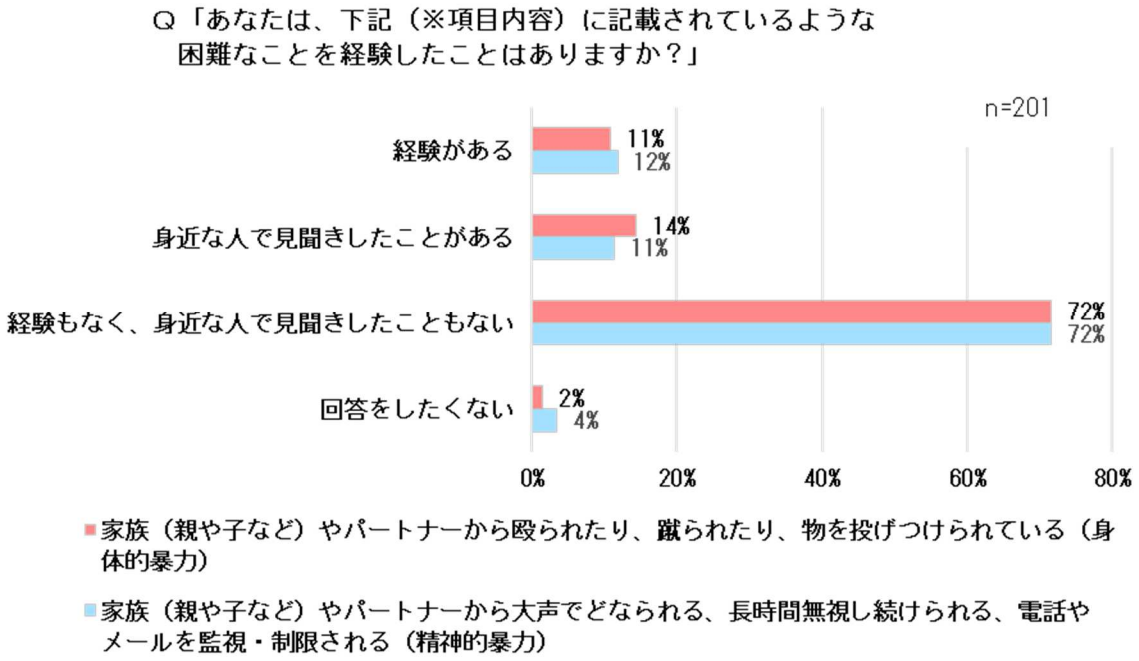

○　全回答者（男女）に対して、困難な問題を抱えた際の相談機関の認知度について尋ねたところ、「知っているものはない」という回答が 51％でした。

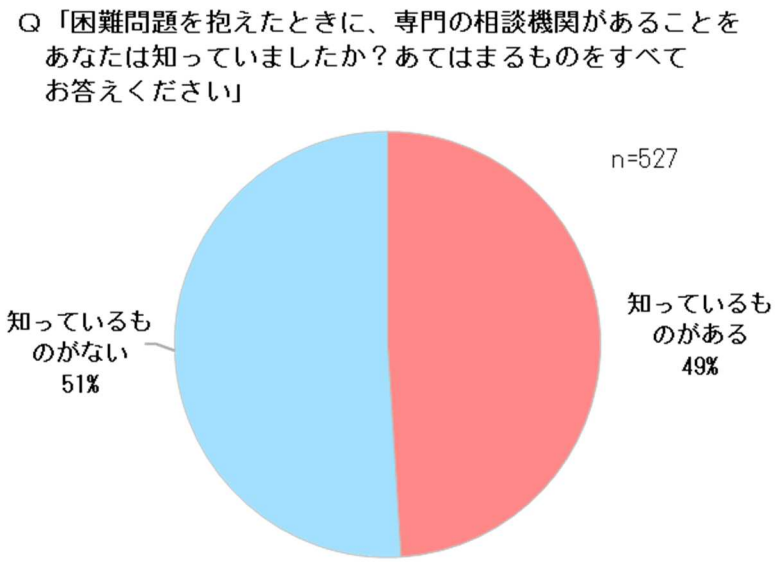

○　女性を対象に、経験した困難なことについて相談したことがあるかを尋ねたところ、「専門機関へ相談したことはない」が 78%でした。

　また、女性が相談機関に相談しなかった理由（複数回答可）としては、「どこに相談してよいかわからなかった」、「相談しても解決しないと考えているから」がそれぞれ約４割でした。

Q「あなたが経験した困難なことについて、専門の相談機関に相談したことはありますか？相談したことがある方はあてはまるものをすべてお答えください」

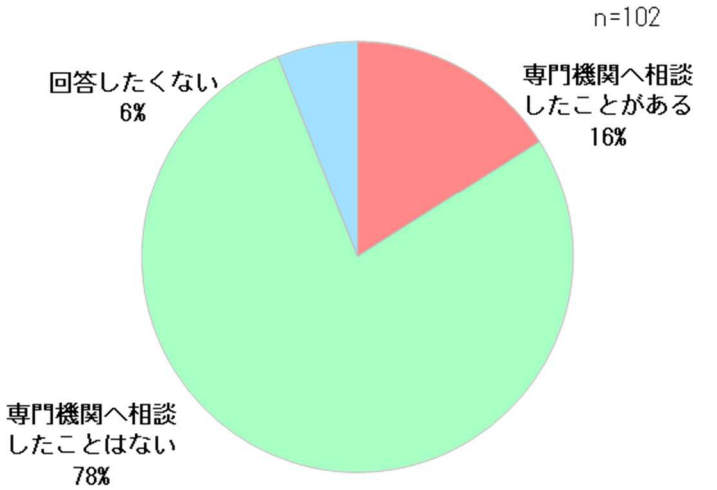

Q「あなたが専門の相談機関に相談しなかった理由をお答えください」

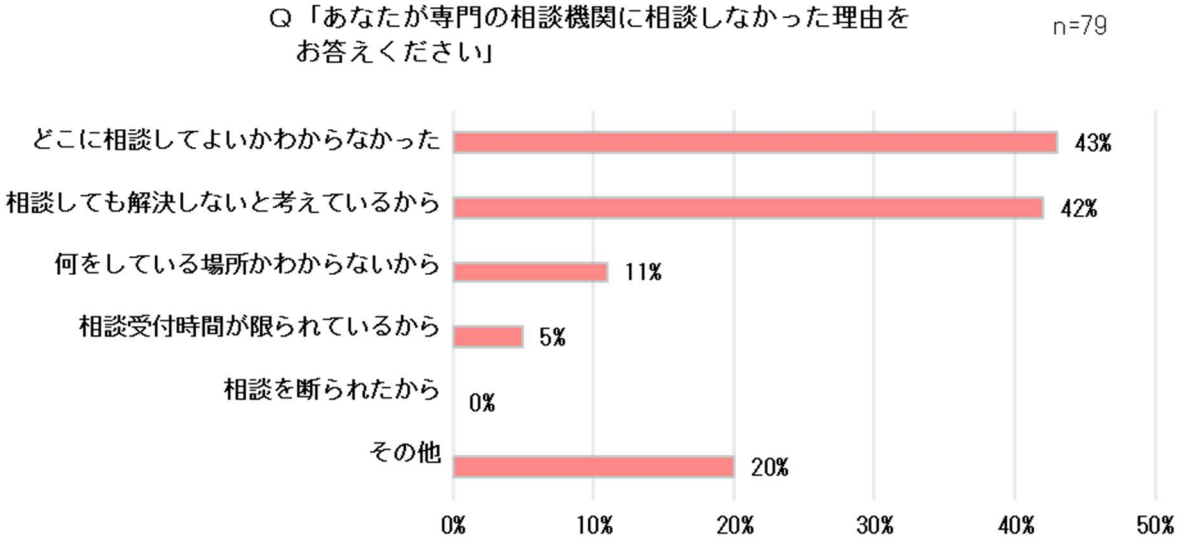

○　全回答者を対象に、身近な女性が困難な状況に陥った際に相談機関を紹介しようと思うかを尋ねたところ、「思う」が 49%、「思わない」が 12%でした。
　また、相談機関を紹介しようと思わない理由としては、「相談をしても解決しないと考えているから」が 36%と最多であり、次いで「紹介できる相談先を知らないから」が 34%でした。

Q「あなたが今後、身近な女性が困難な状況に陥ったときに、専門の相談機関を紹介しようと思いますか？」

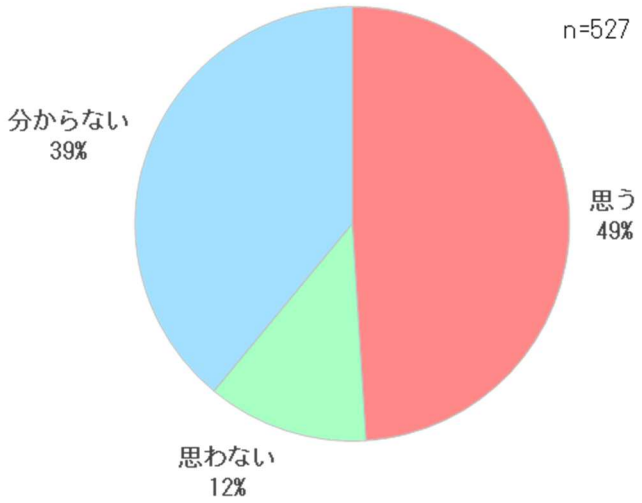

Q「あなたが身近な女性が困難な状況に陥った時に、相談機関を紹介しようと思わない理由のうち、自分の意見に近いものをお選びください」

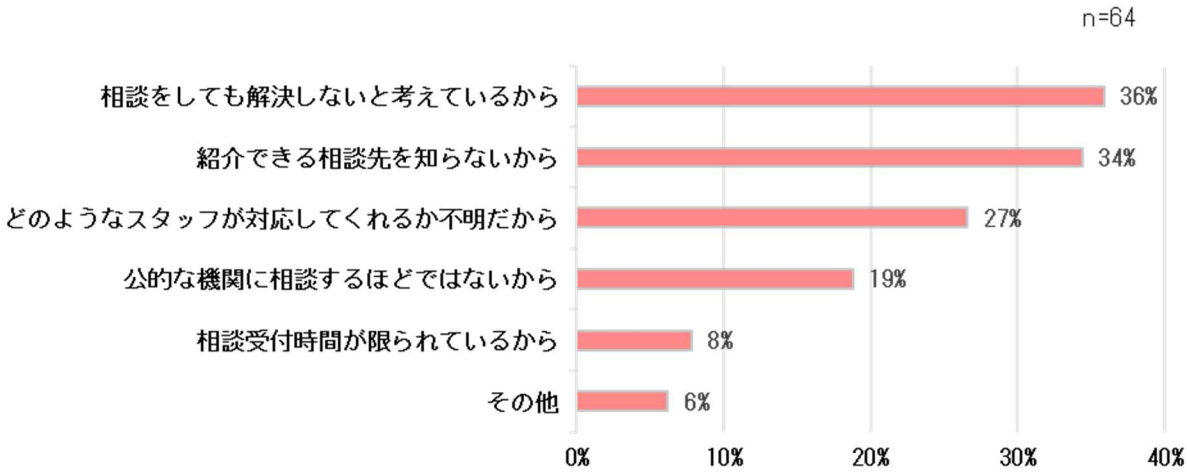

イ　若年層（高校生等）の暴力に対する意識と予防講座

本県では、県内の高校生等（県立・私立・特別支援高等学校）を対象とした「若年層におけるデートＤＶに関する意識調査」を平成 28 年より毎年実施しており、令和７年度は計 80 校（6,583 名）の回答が得られました。

○　高校生等における「デートＤＶ」という言葉の認知度について、「言葉も内容も知っている」と回答した割合は、50％前後で推移しています。

Ｑ「あなたは「デートＤＶ」（交際相手からの暴力）について知っていますか」

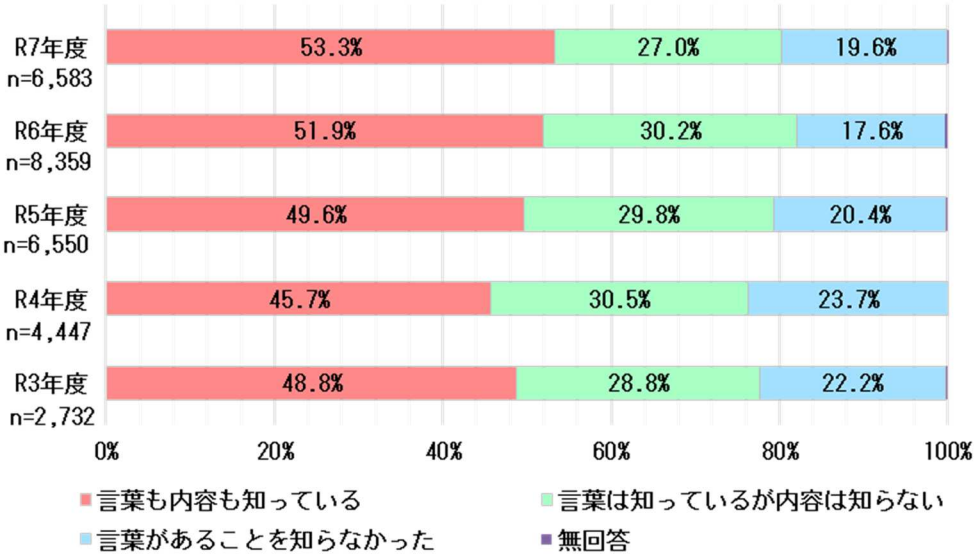

○　令和７年度の調査では、「身体を傷つける可能性のあるものでなぐる」等の身体的暴力や「相手が嫌がっているのに、性的な行為を強要する」等の性的暴力について「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した割合が９割前後である一方で、「交友関係や行先、電話・メール等を細かく監視する」、「何を言っても長期間無視し続ける」等の精神的暴力の認知度は低い水準で推移しています。

Ｑ「交際相手の各態度や行動について、どんな場合でも暴力にあたると思いますか」

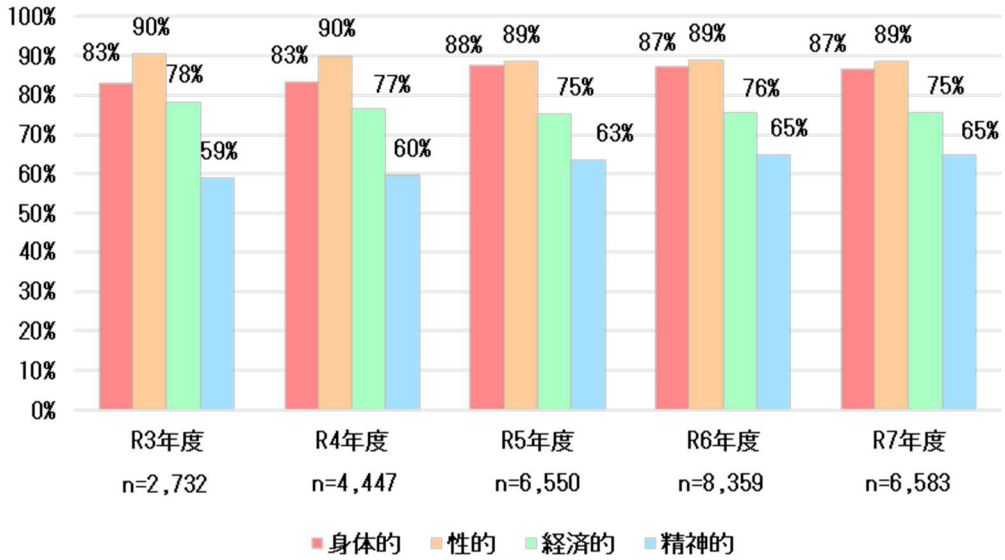

○　令和７年度調査において、デートＤＶに関する予防講座を実施している高校では、それ以外の高校と比べて全体的にＤＶに対する認知度が高くなっていました。

Ｑ「交際相手の各態度や行動について、どんな場合でも暴力にあたると思いますか」
※予防講座実施校と未実施校の比較（令和７年度）

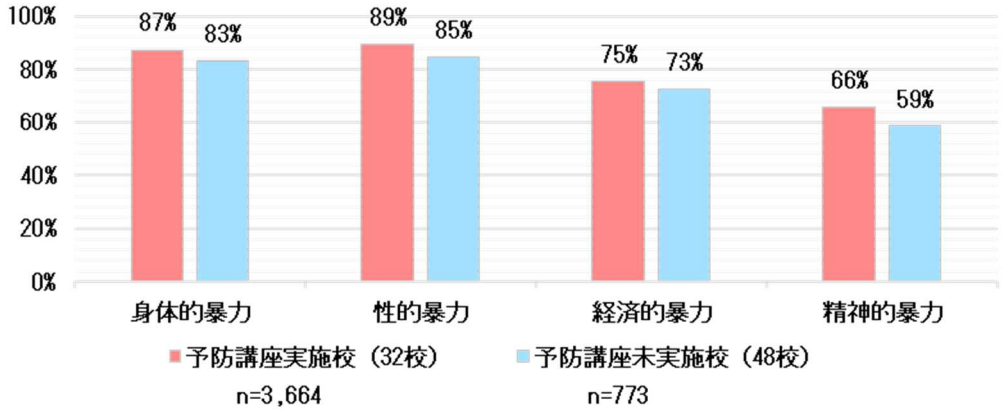

⑶　関係機関等の意見

ヒアリングやアンケートにより、関係機関等から意見を収集しました（令和７年６月～11 月）。

ア　啓発

- 県民が、自分自身や周囲の人がされていることがＤＶだと気づけるような広報が必要である。（市町）
- ターゲットや周知内容に応じて広報媒体や内容を変える必要がある。（市町）
- ＳＮＳを活用した広報が必要である。（市町）

イ　人材確保・育成

- 女性相談支援員について、専門知識と経験を持つ人材の確保が難しい。（市町）
- スーパーバイザーなど指導的立場の人材育成が重要である。（市町）
- 女性相談支援員等の資質向上に向け、国が作成した研修シラバス等も参考にしながら、研修の内容や開催方法を再検討する必要がある。（県こども家庭センター）
- 現場の意見を汲んだ研修テーマの設定や県外研修派遣をしてほしい。（県女性相談支援員）
- 児童福祉、教育、医療、司法など関連する他分野との合同研修を実施してほしい。（市町女性相談支援員）
- 対面での事例検討会や意見交換会を開催し、女性相談支援員や相談対応職員同士が情報交換できる機会を増やしてほしい。（県女性相談支援員・市町女性相談支援員）

ウ　相談支援

- ケース対応に際して、弁護士から法的問題に関する助言や支援がほしい。（市町）
- 小規模自治体では、担当職員が他業務を兼務していることが多く、緊急時に適切な判断ができるかどうか不安がある。（市町）

エ　支援調整会議・法定協議会

- 他自治体（特に先進市町）の取組状況を共有してほしい。（市町）
- 対応するケースが少なく、一時保護ケースもないので、支援調整会議や法定協議

会の設置の必要性を感じていない。（市町）

・　一時保護や施設入所のケースについて、退所後は元の居住地とは別の自治体に転居することが多いが、退所後の市町が主体となって会議を参集することは困難なため、施設や県センターから開催を呼び掛けてほしい。（市町）

オ　一時保護・安全確保

・　社会的養護経験者や性被害歴のある人など、継続的・専門的な支援を要するケースが増えており、一時保護解除後の支援方針の検討に困難を感じる。（県こども家庭センター）

・　若年層は、相談に至った際にはすでに問題が複雑化していて、面接相談や一時保護を要するケースが多い印象がある。（県こども家庭センター）

・　県内の一時保護所は西部こども家庭センター１か所のみで、全ケースを同センターの女性相談支援員が担当している。例えば、一時保護後に転宅する場合は行政の手続きや家財道具の買い出しも全て女性相談支援員が対応しており、負担が大きい。（県女性相談支援員）

・　北部地域への一時保護所やシェルターの設置を希望する。（市町）

・　一時保護委託については、県センターの方針のもと一律に外出や通信の制限を行っているが、保護期間が長期化すると利用者にストレスが生じやすい。特に、同伴児童がいるケースは子供への負担が大きいため、ＤＶ加害者の追跡リスクなどケースごとに危険度をアセスメントし、柔軟な対応を検討してほしい。（施設）

・　一時保護退所後は、原則、県センターからは連絡しないことにしているが、逃避の必要のない人には様子伺いの連絡をしても問題ないと考える。（県こども家庭センター）

カ　個別支援計画

・　一時保護（委託）したケースについては、県こども家庭センターの見立てや総合的評価を書面で共有してもらえると支援に活かしやすい。（市町）

・　一時保護解除時に個別支援計画を作成しているが、関係機関への提供方法は十分に整理されていない。（県こども家庭センター）

・　関係機関が支援に活用しやすいよう、個別支援計画に記載する項目の精査と様式の作りこみが必要である。（県こども家庭センター）

キ　施設による支援

(ｱ)　女性自立支援施設

・　若年層の入所が増えている。精神疾患を有する人や社会的養護経験者、被虐待経験者等が増えており、帰住先がなく、丁寧な支援が必要なケースが多い。（施設）

・　市町の会議体との連携等のノウハウがないので、連携の仕方を助言してほしい。（施設）

(ｲ)　母子生活支援施設

・　入所時の主訴がＤＶであっても、養育困難など様々な課題を持ったケースが多く、継続的な支援が必要。（施設）

・　ＤＶ以外のケースでも積極的に活用してほしいが、市町によって入所決定の基準が様々で、ＤＶ逃避の場合に限っている市町もある。（施設）

・　仕事や学校の継続のため、退所後も施設周辺に居住するケースが多く、アフターケアにも力を入れている。（施設）

ク　民間団体

・　積極的に一時保護委託に民間シェルターを活用してほしい。男性やＬＧＢＴの人の避難に対応できる場合もある。（民間シェルター）

・　近くに活用できる民間団体がない、活用できる団体があるかどうかの情報がない。（市町）

３　計画の基本的な方針

⑴　将来にわたって目指す社会像と目指す姿

本計画では、より具体的なイメージを持って取組が進められるよう、ミッション（将来にわたって目指す社会像）に加え、計画期間である５年後の目指す姿を施策の柱ごとに設定しました。

将来にわたって目指す社会像

- ◆　県民に配偶者や交際相手による暴力を認めない意識が浸透し、誰もがこうした暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現
- ◆　すべての女性の人権が尊重され、安心して、自立して暮らすことができる社会の実現

（趣旨）

○　県民一人ひとりに、性差別やＤＶ・性暴力等の暴力を許さない意識が浸透し、差別や暴力の未然防止が図られるとともに、配偶者や交際相手による暴力について、被害者等が安心して相談でき、早期に安全の確保や適切な支援を受けることにより、心身ともに安定して暮らすことができている社会を目指します。

○　様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な状況にあるすべての女性が、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、早期に相談・支援に繋がり、その意思を尊重されながら、多様な支援を包括的に切れ目なく受けることができ、その結果、安心して、自立した生活を営むことができている社会を目指します。

なお、目指す姿（５年後）については、施策の柱ごとに設定しており、「第３章　施策の柱及び取組の方向」に記載しています。

⑵　特に注力する施策

支援対象者は複雑な背景や問題を抱えていることが多く、目指す姿の実現に向けては、関連する様々な分野に携わる人々や県民が、ＤＶ防止・女性支援の認識を高め、適切な相談支援に繋げるとともに、分野を超えた支援が継続的に行われることが重要です。そのため、次の３点を特に注力する施策として設定します。

ア　地域の包括的な支援体制ネットワークの構築

支援対象者は複合的な問題を抱えていることが多く、分野を超えた関係機関・部署が支援対象者を把握し、見守りや支援を行う体制を構築する必要があります。そのため、支援調整会議の設置などにより、多機関による情報共有や支援の検討を行える環境を整えます。

イ　ＤＶと児童虐待の総合的な対応

家庭内でＤＶと児童虐待が同時に発生していることが多く、双方の視点をふまえて家庭全体のアセスメントを行い、支援方針を検討する必要があるため、引き続き、両部門が連携して情報共有やアセスメントを行う仕組みづくりを進めます。

ウ　若年層への予防教育

特に若年層において、早期に相談に繋がりにくい傾向があり、その理由として、公的相談機関の認知度の低さや相談への抵抗感があることが考えられるため、問題が複雑化する前に早期発見・支援に繋がるよう、若年層に向けた広報を重点的に行います。また、被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、若年のうちからの教育・啓発に取り組みます。

⑶　施策体系

現状の課題や特に注力していく施策を踏まえ、本計画の施策体系を「Ⅰ　支援の基盤づくり」「Ⅱ　啓発・予防」「Ⅲ　相談支援・安全確保」「Ⅳ　継続的な支援」の４つの柱に分けて、それぞれの柱ごとに、目指す姿を実現するための具体的な取組を示します。

また、柱ごとに成果指標や参考指標を設定し、本計画の終了時点である令和 12 年度の目標値を定め、進捗状況を確認しながら、施策を体系的に進めていきます。

施策の柱	項目
Ⅰ　支援の基盤づくり	１　地域の包括的支援ネットワーク ２　相談支援体制の強化 ３　ＤＶ・児童虐待の総合的な支援
Ⅱ　啓発・予防	１　広報啓発の推進 ２　若年層への予防教育
Ⅲ　相談支援・安全確保	１　相談支援の充実 ２　一時保護・安全確保
Ⅳ　継続的な支援	１　地域における支援 ２　施設による支援

第３章　施策の柱及び取組の方向

施策の柱Ⅰ　支援の基盤づくり

目指す姿

◆　複雑・多様かつ複合的な問題を抱える支援対象者に対し、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できる体制の構築が進んでいます。

◆　多機関における連携・協働を通じて、支援が行き届きにくい者も対象として、早期かつ切れ目のない支援が、支援対象者の心身の安全・安心の確保等に留意しつつ、本人の意思を最大限尊重し、本人の立場に寄り添いながら行われています。

⑴　地域の包括的支援ネットワークの構築

【現状】

○　支援対象者は、ＤＶや児童虐待、精神疾患、生活困窮等の複合的な問題を抱えている場合が多くあります。また、女性支援法では、法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、支援の対象としています。

○　令和５年のＤＶ防止法の改正により、関係機関等により構成される法定協議会を組織することが都道府県の努力義務となりましたが、本県においては、まだ組織していません。また、市町村についても法定協議会を組織することができることとされ、県内では 12 市町が組織しています。

○　なお、従来から、ＤＶ防止対策に係る関係機関の連携については、県では、県全域や県こども家庭センターの圏域ごとに関係機関で構成される関係機関連絡会議を開催しています。また、22 市町が要保護児童対策地域協議会と連携したＤＶ防止ネットワーク会議を設置しています。

○　女性支援法では、地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の支援対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行う支援調整会議の設置について、地方公共団体の努力義務としており、県内では３市町が設置しています。

○　ＤＶ防止法に基づく基本計画の策定及び女性支援法に基づく基本計画（以下「両市町村基本計画」という。）の策定について、都道府県は義務、市町村は努力義務となっており、県内では、ＤＶ防止法に基づく基本計画は 23 市町、女性支援法に基づく基本計画は６市町が策定しています。

【課題】

○　多様で複合的な問題を抱える支援対象者に対し、分野を超えた多機関が情報共有、連携を図り、支援対象者の身近な地域において継続的、包括的な支援を行うためには、支援調整会議や法定協議会（以下「支援調整会議等」という。）を活用することが有効ですが、設置の必要性や役割が十分に認識されていないこと等から、これらの会議体の設置が十分に進んでいません。

○　支援対象者を巡る状況は地域の特性によって異なることを踏まえ、両市町村基本計画を各市町において策定することが望まれますが、女性支援法に基づく基本計画については、多くの市町が策定できていません。

【取組の方向】

- 県においては、支援調整会議と法定協議会を一体とした会議体を設置し、代表者会議として支援対象者への支援体制の構築の推進等に取り組みます。また、ＤＶや女性支援が県庁内の様々な部署に関係し得るものであることを踏まえ、男女共同参画等に関わる部門にも情報共有を行う等、庁内連携を推進します。
- 広域的な観点から、市町における支援対象者への支援が円滑に進むように、支援調整会議等の設置状況や両市町村基本計画の策定状況、各種施策の取組状況ついての情報提供、市町のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等により、市町に対する支援を行います。また、各市町の取組状況を把握し、格差が生じないよう、必要な取組を促すとともに、市町における庁内連携の推進について働きかけます。

⑵　相談支援体制の強化

【現状】

○　県では、令和７年に開設した西部こども家庭センター東広島支所及び東部こども家庭センター三原支所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけるとともに、女性相談支援員を配置し、県のＤＶ防止・女性支援に関する相談支援体制を拡充しました。（再掲）

○　また、性暴力被害への対応については、平成 28 年に性被害ワンストップセンターひろしまを開設し、相談支援を実施しています。

○　市町においては、地域の実情に応じて、配偶者暴力相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置、ＤＶ防止・女性支援に関する相談窓口（以下「ＤＶ・女性相談窓口」という。）の設置などを行い、ＤＶ防止・女性支援に関する相談支援機能の充実を図っていますが、市町によって取組状況に差が見られます。

○　女性相談支援員の配置は市町村の努力義務となっていますが、女性相談支援員を配置している市町は 13 市町、女性相談支援員は計 20 名となっています。また、配偶者暴力相談支援センターは、広島市、東広島市及び安芸太田町の３市町が設置しています。

○　多くの市町において、女性相談支援員やＤＶ・女性相談窓口の担当職員は少数又は一人で担っており、周囲にＤＶ防止・女性支援に関する知識や経験を有する職員がおらず、組織内で助言や協力が得られにくい場合もあります。

○　女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター、性被害ワンストップセンターの支援員、女性相談支援員、ＤＶ・女性相談窓口の担当職員等（以下「相談対応職員」という。）は、ＤＶ加害者等からの暴力、暴言にさらされる危険があるほか、支援対象者の深刻な被害体験を聴くことで自身に精神的な影響を受ける場合や、懸命に対応することによって精神的に消耗し、バーンアウトする場合がある等、心身の負担が大きい状況にあります。

○　盗撮やリベンジポルノなどデジタル技術を利用した性犯罪や、スマートフォンやＧＰＳ機器等を利用した行動把握・監視によるストーカー・精神的暴力などの被害も増えています。また、ＳＮＳなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、性的な暴力やハラスメント、児童ポルノなどの被害も多様化しており、被害者も低年齢化しています（再掲）。

【課題】

○　多様で複合的な問題を抱える支援対象者に適切に支援を行うため、相談対応職員には、高い専門性が求められています。また、デジタル技術を利用した性犯罪やストーカー等の被害が増えていることを踏まえ、相談対応職員等の支援に関わる職員が、これらに関する情報や対策について新たな知識を習得する必要があります。

○　市町においては、女性相談支援員の配置とともに、庁内の関係部署との連携体制の整備が求められます。

○　相談対応職員の安全確保やバーンアウト、二次受傷の防止への配慮が必要であり、相談対応について助言や協力が得られる体制が求められます。
○　性被害者等が途切れない支援を受けるためには、支援に携わる各機関の役割分担や情報共有、支援のあり方等についてノウハウを積み上げ、支援体制を充実させていく必要があります。

【取組の方向】

- 国が作成した女性相談支援員養成研修シラバスを参考に、相談対応職員の研修を実施するとともに、デジタル技術による被害への対策を含めた研修内容を充実させ、相談対応職員の専門的知識の習得及び資質の向上を図ります。
- 市町において、配偶者暴力相談支援センターの設置と女性相談支援員の配置が努力義務であることを踏まえ、県では、各市町のニーズに対応した支援体制の強化や職場内の連携体制の強化等について、市町の先進的な取組状況など必要な情報提供や助言を行います。
- 相談対応職員が、定期的にそれぞれの現場の取組状況や課題を報告し合うとともに、互いの経験を共有し、共に学びあう機会を設けることにより、自治体の枠を超えた相談対応職員同士の繋がりを強化します。また、県と市町の相談対応職員の合同研修や県こども家庭センターの圏域ごとの関係機関連絡会議の開催等により、県と市町の連携強化を図るとともに、日頃の活動において県の相談対応職員が市町の相談対応職員に対して必要な助言を行います。
- 性被害に遭った場合、被害を抱え込まずに相談機関に相談できる環境を確保するため、「性被害ワンストップセンターひろしま」において 24 時間 365 日相談対応を行うとともに、関係機関と連携し、医療や法律等の専門的支援を行います。

⑶　ＤＶ・児童虐待の総合的な支援

【現状】

○　ＤＶと児童虐待は密接に関連しており、ＤＶが起きている家庭では、児童虐待が同時に行われている場合があります。ＤＶ加害者が直接子供を虐待する場合や、子供が見ている前で夫婦間で暴力を振るう場合があり、後者は面前ＤＶ（心理的虐待）にあたります。また、ＤＶ被害者は、加害者に対する恐怖心などから、加害者による子供への虐待を制止することができなくなる場合があるとともに、ストレス等からＤＶ被害者自身が子供に虐待を行ってしまうこともあります。
○　県では、西部こども家庭センターを女性相談支援センターとして位置づけるとともに、全５か所の県こども家庭センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、それぞれに女性相談支援員を配置し、児童相談とＤＶ・女性相談の機能統合を行い、全国に先駆けてＤＶと児童虐待を総合的に支援する体制を整えています。
○　県内では、22 市町が要保護児童対策地域協議会と連携したＤＶ防止ネットワーク会議を設置しています。（再掲）

【課題】

○　ＤＶと児童虐待が同時に起きている家庭に対しては、ＤＶ対応部門と児童虐待対応部門が連携、協働して対応する必要があります。
○　法定協議会や要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有の枠組みや担当者間の関係づくりを行うとともに、お互いの役割やＤＶと児童虐待の特性等を理解するための研修の充実等が求められます。

【取組の方向】

- 県こども家庭センターにおいて、ＤＶ担当職員と児童虐待担当職員が、互いの業務に対する理解を深めることができるよう、合同研修や相互研修を実施するほか、ＤＶ

と児童虐待が同時に起きている事案に対して、ＤＶ担当職員と児童虐待担当職員が協働して相談面接やアセスメント、ケースカンファレンスを行うこと等により、ＤＶと児童虐待の双方の視点を踏まえた対応に取り組みます。

- 市町においても、ＤＶ対応職員と児童虐待担当職員の合同研修・相互研修の実施、支援調整会議等と要保護児童対策地域協議会への相互参加や一体的実施等により、互いの業務に対する理解を深め、協働できる体制づくりを促進します。また、各市町において、ＤＶ対応部門と市町こども家庭センターを核とする児童虐待対応部門の連携強化や一体化を図るため、各市町の状況や好事例を収集し、様々な機会を活用して、各市町への情報提供、助言を行います。

参　考　指　標	現状（Ｒ７）	目標（R12）
女性支援法に基づく支援調整会議の設置市町数	３市町	23 市町
ＤＶ防止法に基づく法定協議会の設置市町数	12 市町	23 市町
女性支援法に基づく市町村基本計画の策定市町数	６市町	23 市町

※施策の柱Ⅰについては、支援のための基盤づくりを目的としており、県民視点での直接的な成果には結びつきにくいため、成果指標は設定せず、参考指標のみとする。

施策の柱Ⅱ　啓発・予防

目指す姿

◆　県民が、世代や地域を問わず、ＤＶ防止や女性支援に関する相談窓口や活用できる制度について認知し、自身や周囲の被害や困りごとに気づくことで、早い段階で相談・支援に繋がることができています。

◆　県民に、若年のうちから成長段階に応じたＤＶ・性暴力等の予防教育が行われ、自身の心と身体を守るとともに、相手の心と身体を思いやって行動できる、被害者にも加害者にも傍観者にもならない若者の育成が図られています。

(1)　広報啓発の推進

【現状】

○　女性が困難な問題を経験した際の相談状況については、「専門機関へ相談したことはない」が全体の８割近くを占め、相談経験がある場合でも各相談機関への相談割合は１割にも満たない状況です。

○　支援対象者が生活困窮や就労などの困りごとに関する支援窓口を訪れた際に、支援窓口の職員にＤＶ等に関する知識が少ないために、背景にＤＶ等の問題があることに気づかず、ＤＶ防止等のための適切な支援に繋がらない場合や、対象者の置かれた状況に対する理解や配慮が不足した対応により、二次被害が生じる場合があります。

【課題】

○　困難な問題を抱えていても相談に至らない背景には、女性支援の相談窓口の認知度の低さや、「相談しても解決しない」等といった思いがあるため、相談窓口や受けられる支援についての広報が必要です。

○　支援対象者が訪れる関連部署においても、ＤＶ防止や女性支援の理解を深め、適切に対応する必要があります。

【取組の方向】

➢　様々な媒体や機会を活用し、ＤＶや性暴力を許さないという意識醸成を図るための広報啓発に取り組むとともに、相談窓口や支援対象者が活用できる施策、ＤＶ被害者を発見した場合の通報の努力義務について、広く県民への周知を図ります。

➢　多様な相談窓口において支援対象者を把握し、最適な相談や支援に繋げられるよう、職務関係者に対し、ＤＶ防止や女性支援に関する理解を深めるための研修の実施、被害者対応の手引き等の配付、二次被害の防止に必要な情報の提供等に取り組みます。

⑵　若年層への予防教育

【現状】

○　国では、進学・就職など新生活が始まる時期である４月を「若年層の性暴力被害予防月間」とし、若年層の様々な性暴力被害の予防や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性の啓発など、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための広報・啓発を行っています。

○　県では、令和３年度から中学校、高校等におけるデートＤＶ予防講座の実施校の拡大に取り組んでおり、デートＤＶに関する予防講座を実施している高校では、それ以外の高校と比べて全体的にＤＶに対する認知度が高くなっています。

【課題】

○　「若年層の性暴力被害予防月間」は社会全体に十分に認識されておらず、若年層が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないための啓発を拡充する必要があります。

○　デートＤＶ予防講座を実施する中学校、高等学校は一部に留まっており、実施校を拡大していく必要があります。

【取組の方向】

➢　ＳＮＳなど若年層にも届きやすい広報媒体を活用しつつ、関係機関等と連携、協力して、「若年層の性暴力被害予防月間」との連動も図りながら、若年層が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないための啓発や相談窓口の周知の強化に取り組みます。

➢　実践的なデートＤＶの予防講座を実施できる人材を養成するとともに、教育委員会と連携して教材や講師情報を中学校、高等学校等へ提供し、デートＤＶ予防講座の実施校の拡大を図ります。

成　果　指　標	現状（Ｒ７）	目標（Ｒ12）
配偶者や交際相手から暴力を受けたときに誰かに相談した人（性別を問わない。）の割合	74% （参考値*） ＊R7 の調査対象は女性のみ。	84%
困難な状況にあったときに誰かに相談した人（女性に限る。）の割合	69%	78%

参　考　指　標	現状（Ｒ７）	目標（R12）
県内高校生のデートＤＶ認知度	53%	80%
女性支援に関する相談窓口の認知度	27%	60%

施策の柱Ⅲ　相談支援・安全確保

目指す姿

◆　支援対象者が心身の安定を図りながら、今後の生活に向けた様々な支援策について情報提供を受け、自分の希望や意思に沿った支援方針について、女性相談支援員等信頼のおける支援者と共に、検討を行っています。

◆　支援対象者の状態（保護理由や心身の状況等）に応じた保護を行うための環境（保護場所）が整い、支援対象者が、過度な制約がない生活環境で安心して一時保護を受けることができています。

(1)　相談支援の充実

【現状】

○　支援対象者は、ＤＶや児童虐待、精神疾患、生活困窮等の複合的な問題を抱えている場合が多くあります。また、女性支援法では、法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、支援の対象としています。（再掲）

○　女性相談支援センターや市町のＤＶ・女性相談窓口等では、支援対象者の意思を尊重しながら、支援対象者の課題や緊急性等をアセスメントし、継続的な支援や多機関との連携、入所支援等、必要な支援を的確に判断し、提案することが求められます。

○　性犯罪・性暴力は依然として深刻な状態が続いていますが、被害者は自責の念や羞恥心などから相談につながりにくい傾向があります。

○　支援対象者の中には、行政等の公的相談機関ではなく、シェルターなど民間団体の支援を受ける人もいます。

○　ＤＶ被害者については、男性も相談支援の対象となりますが、男性からの相談は少ない状況にあります。また、ＤＶ加害者に対する対策は十分とはいえません。

【課題】

○　多様で複合的な問題を抱える支援対象者に適切に支援を行うため、より専門的なアセスメントができるよう、相談対応職員の資質向上が必要です。

○　性被害等の相談に対する心理的な抵抗を減らし、安心して、被害直後から総合的な支援を受けることができる環境整備が求められます。

○　公的相談機関に繋がりにくい支援対象者にも適切な支援が届くよう、県や市町と民間団体との連携の強化を図る必要があります。

○　ＤＶ防止のためには被害、加害双方の視点から、男性も相談しやすい体制を整える必要があります。

【取組の方向】

- 相談対応職員の研修を実施するとともに、国が作成した女性相談支援員養成研修シラバスを参考に研修内容の充実を図り、相談対応職員の専門的知識の習得及び資質の向上を図ります。（再掲）
- 性被害等について、相談に対する心理的な抵抗を減らすために、Web による相談受付やチャット相談の窓口周知に取り組み、適切な支援に繋げます。
- 多様な支援対象者のニーズに対応できるよう、県や市町の相談対応職員等が民間の支援機関の取組を共有する機会を設ける等、民間団体との連携を促進します。
- ＤＶに関する男性専用の電話相談窓口を設置し、男性の被害者及び加害者の相談対応を行います。

⑵　一時保護・安全確保

【現状】

○　県では、西部こども家庭センターが運営する一時保護所１か所のほか、一時保護を委託している社会福祉施設・事業所７か所及び民間シェルター３か所で支援対象者の保護を行っています。（再掲）

○　市町では、ＤＶ等の支援体制として、一時避難場所確保事業や生活困窮者自立支援事業、子育て短期支援事業等を活用して、一時避難場所を確保している市町もあります。（再掲）

○　一時保護が必要な支援対象者には、多様な事情があります（例えばＤＶや性暴力等の加害者からの避難中である、医療的ケアが必要である、妊娠中である、児童を同伴している、高齢である、外国籍である、障害がある、何らかの事情により帰宅が困難である等）。

○　支援対象者の状況として、ＤＶ加害者の追及から逃れる等のために、居所等の厳重な秘匿を要する場合と、居所等を秘匿する必要性は薄く、むしろ社会との繋がりを維持することが必要な場合とがあります。

○　被害者支援の観点から、ＤＶ加害者プログラムに参加する動機付けのあるＤＶ加害者に働きかけることで、ＤＶ加害者に自らの暴力の責任を自覚させるとともに暴力の再発を防ぐための取組は、ＤＶ防止に向けて考えられる重要な施策の一つです。国では、ＤＶ加害者プログラムについて、令和２年度は本県、令和３年度は本県、熊本県及び長崎県で試行的に実施しました。令和４年５月に「試行のための留意事項」を作成・公表し、令和４年度には東京都、大阪市で追加的な試行実施を行いました。これらの成果等をもとに、「試行のための留意事項」について必要な修正・追記等を検討し、令和５年５月に「実施のための留意事項」を作成しました。

【課題】

○　一時保護は本人同意の下で行われるものですが、通信や外出の制限等の入所の条件が本人の希望や意思に反する等の理由から、必要な場合であっても一時保護が行われないことがあります。また、居所等を秘匿する必要性が薄く、むしろ社会との繋がりを維持することが必要な場合は、一時避難が可能な場所や方法について柔軟かつ多様な対応が求められています。

○　居所等の厳重な秘匿を要する場合においては、都道府県域を超えた一時保護又は施設入所が必要になる場合もあります。

○　一時保護所や一時保護委託先において、精神疾患のある支援対象者など、対応が困難なケースが増えており、医療機関との連携が求められます。

○　支援対象者は多様で複合的な問題を抱えており、適切な支援を行うためには、様々な観点からのアセスメントを行った上で、本人の意見や意向を踏まえた個別支援計画の策定が必要です。

○　一時保護時に支援対象者が児童を伴う場合は、支援対象者本人だけでなく同伴児童

を含めた家族としての支援の方針を検討することが求められます。

○　ＤＶ加害者については、自身の加害の責任への自覚が乏しく、加害者プログラムへの参加の動機付けがある者が少ないことに加え、わが国には、加害者プログラムの受講を義務づけるような法制度はないことから、大多数のＤＶ加害者が加害者プログラムに繋がっていません。

【取組の方向】

- 安全・安心な生活環境を確保するとともに、支援対象者のニーズや状況に配慮した一時避難先を確保します（行動制限の緩和、男性やＬＧＢＴへの対応など）。
- 都道府県域を超えて一時保護又は施設入所がなされる広域的な対応の円滑化のため、他都道府県との情報共有や連携の強化、事務手続きの整備等に取り組みます。
- 精神疾患等により特に配慮を要する支援対象者のケアや安全確保のために、医療機関との連携の強化を図ります。
- 女性相談支援センターは、一時保護が必要な場合や女性自立支援施設への入所が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等に、原則として支援対象者本人の参画を得て、個別支援計画の策定に努めます。
- 一時保護された同伴児童に対して、必要に応じて関係機関等と連携し、一人の児童として尊重されるよう支援を行います。
- 警察等の関係機関と連携しながら、ＤＶ加害者等への対応方法や、専門機関に繋ぐ仕組みなど、加害者対応の強化について、被害者目線に立った具体的な検討を進めていきます。

成　果　指　標	現状（Ｒ７）	目標（R12）
女性相談支援センターにおける支援に関して肯定的な評価をした利用者の割合	－	84%

参　考　指　標	現状（Ｒ７）	目標（R12）
一時避難先を確保している市町数	７市町	23 市町
「性被害ワンストップセンターひろしま」の活用割合	17.4% （Ｒ６）	18.6%

施策の柱Ⅳ　継続的な支援

目指す姿

◆　支援対象者が、活用できる支援策について情報提供を受け、自身の希望や意思を尊重されながら、支援調整会議等の場を活用して、自立に向けた支援方針の検討が行われています。

◆　一時保護所や施設を退所した支援対象者が地域生活に移行した後も、支援方針を基に、相談対応職員や関係機関の支援者等が自立を支援し、新たな困りごとや問題の発生があった場合も早期に発見できています。

⑴　地域における支援

【現状】

○　一時保護解除後、支援対象者の半数程度が帰宅や帰郷など在宅での生活に移行していますが、地域生活への移行に際しては、自立した生活の定着に向けて支援や見守りの継続を要する場合も多くあります。

○　性犯罪・性暴力への社会的関心の高まりや、ＳＮＳを起因とする性被害の増加などにより、性犯罪の認知件数は増加傾向にあります。一方で、性暴力被害に遭った方の約８割の方が警察に申告しないなど（令和７年版犯罪白書）、被害が潜在化する状況にあります。

【課題】

○　継続的な支援が行われるよう、支援方針の共有を図り、生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援を行う必要があります。

○　性被害等からの回復や軽減を図るため、適切に専門的な支援機関に繋げる必要があります。特に、若年層は、被害者自身が被害と認識していないことや、相談窓口に関する知識が乏しいこと、相談すること自体に心理的な抵抗が生じやすいこと等から、自ら被害を申し出ることが難しい場合があるため、被害に対する正しい知識や相談窓口に関する啓発を行う必要があります。

【取組の方向】

➢　女性相談支援センターが一時保護した支援対象者が地域移行する際は、市町に個別支援計画を引き継ぐとともに、支援調整会議等の場を活用して、支援方針を関係機関間で共有し、役割分担や連携体制を確認します。また、支援対象者と地域における支援担当者との顔合わせを確実に行うなど、必要な支援が途切れることのないよう引き継ぎを行います。

➢　性被害ワンストップセンターにおいては、24 時間 365 日相談対応を行い、支援対象者のニーズに応じて、心理カウンセリングや弁護士相談など専門的なケアや支援に繋げます。

⑵　施設による支援

【現状】

○　本県では、女性自立支援施設が１か所設置されており、入所者数はほぼ横ばいの傾向です。

○　母子生活支援施設は、県内に８か所ありますが、近年、入所世帯数は減少傾向にあ

ります。
○　これらの施設では、入所中の生活支援のほか、関係機関への同行支援や地域移行支援、退所後のアフターフォロー等も行っています。
○　入所者のうち、ＤＶ被害等による心身の不調を抱えている場合には、長期的な回復支援が必要です。また、入所者の中には、精神障害や知的障害等の障害のある方もいるため、それぞれの特性に応じたきめ細かな支援が求められます。

【課題】
○　居所等の厳重な秘匿を要する場合においては、都道府県域を超えた一時保護又は施設入所が必要になる場合もあります。（再掲）
○　母子生活支援施設については、施設を活用した早期支援が促進されるよう、入所決定を行う市町と施設の連携強化を図る必要があります。
○　支援対象者の被害回復支援にあたっては、医療機関等の専門機関と相談・連携しつつ、生活する力の獲得や人間関係の再構築に向けた支援が必要であり、支援者にも高い専門性が求められます。
○　施設入所中の支援対象者の支援について、地域の関係機関との支援ネットワークづくりが十分でない状況があります。
○　施設の専門性を、施設退所後のアフターケアを含む地域の要支援家庭を支える資源として積極的に活用していくことが必要です。

【取組の方向】
- 女性自立支援施設の広域利用を進め、支援対象者が必要に応じて入所できる体制の構築を図ります。
- 母子生活支援施設については、全ての市町が施設を活用した支援の実例やその効果を把握することによって、必要に応じて速やかに入所決定できるよう、入所支援の好事例や各市町の入所の判断基準の共有等に取り組みます。
- 女性自立支援施設や母子生活支援施設への専門職員の配置や研修の実施により、専門性の向上を図ります。
- 入所中から、支援調整会議等や要保護児童対策協議会を活用した、地域の関係機関との連携体制づくりを推進します。
- 女性自立支援施設や母子生活支援施設の専門性を活かして、アフターケアを含む地域支援を推進できるよう、施設と市町の連携強化を図ります。

成　果　指　標	現状（Ｒ７）	目標（R12）
支援対象者が地域生活に移行する際に支援方針が地域に共有されている割合	―	100%

参　考　指　標	現状（Ｒ７）	目標（R12）
女性自立支援施設の広域利用に係る他自治体との協定数	０	３